

広島県告示第四百七十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を指定したので、同条第二項、地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の七及び広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）第十四条の五第一項の規定により次のとおり告示する。

令和四年六月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	株式会社トラストバンク	所在地	東京都渋谷区 渋谷二丁目二 四番一―二号	指定をした日	令和四年五月 三一日	委託を受けて納付 を行うことができ る歳入及び歳入歳 出外現金の内容	歳入及び歳入歳出 外現金の納付の委 託を受けることが できる 期間
GMOPayment ゲートウェイ 株式会社		東京都渋谷区 道玄坂一丁目 二番三号		令和四年六月 三日	同 右	令和四年五月三 一日から令和五年三 月三一日まで	令和四年六月三日 から令和五年三月 三一日まで